

令和 5 年第 5 回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

目

次

議第 1 0 8 号	令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議第 1 0 9 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 1 0 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5 頁

議第 1 0 9 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表１の項第１号中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁器ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍全部・一部事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め、同項第６号中「事務」の次に「又は法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、

「
届書等閲覧手数料
」

を

「
届書等閲覧手数料
届書等情報内容
閲覧手数料
」

に、「１件」を「又は届書等情報の内容

を表示したものの１件」に改め、同号を同項第８号とし、同項第５号中「届書若しくは」を「届出若しくは」に、「又は法」を「、法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を

「
戸籍証明書交付
手数料
」

を

「
届出等受理証明
書交付手数料
届書等記載事項
証明書交付手数料
届書等情報内容
証明書交付手数料
」

に改め、同号を同項第７号とし、

加え、

同項第４号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

6	法第１２０条の３第 ２項の規定に基づく除 籍電子証明書提供用識 別符号の発行（情報通 信技術を活用した行政 の推進等に関する法律 第７条第１項の規定に より同法第６条第１項 に規定する電子情報処 理組織を使用する方法 により除籍電子証明書 提供用識別符号の発行	除籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料	除籍電子証 明書提供用 識別符号 1 件につき	7000円	
---	---	-----------------------------	----------------------------------	-------	--

を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）				
--	--	--	--	--

別表１の項第３号中「第１２条の２」の次に「若しくは第１２６条」を、「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「除籍全部・一部事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

３ 法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき	４００円	
---	---------------------	---------------------	------	--

発行に係る戸籍電子証明書 の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
---	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議第 1 1 0 号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

出産被保険者が転入等する場合における保険料の減額等の算定方法について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「」となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「世帯別平等割額を除く。）又は」を「世帯別平等割額を除く。）若しくは」に改め、「第19条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第19条の4第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の5第1項各号（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「とする。）又は」を「とする。）若しくは」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」に改め、同条第2項中「第13条の6の7の額又は」を「第13条の6の7の額若しくは」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第19条の4第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の4第4項第1号に定める額、第19条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に、「その納付義務」を「、その納付義務」に、「、納付義務」を「納付義務」に、「月割」を「、月割」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。